平成２８年（フ）第９０号
長野県佐久市安原1424番地229
債務者　黒河たい子
1　決定年月日時　平成29年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第７２７号
千葉県柏市大井934番地２　９―406号
債務者　原田　真好
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７７６号
千葉県柏市新逆井２丁目11番30号　並木コーポラス８号
債務者　天野三代登
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７８１号
千葉県流山市西初石５丁目166番地の35
債務者　石川　幸宏
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７９６号
千葉県松戸市栄町８丁目734番地の14
債務者　小林マキエ
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第９８６号
神戸市兵庫区水木通２丁目２番13―705号、従前の住所神戸市兵庫区福原町１番19―502号
債務者　昭本裕正こと　**吳**　裕正
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０１０号
兵庫県三田市狭間が丘５丁目３番地　103号
債務者　森本　勉
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０１１号
兵庫県三田市狭間が丘５丁目３番地　103号
債務者　森本　佳江
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０２９号
神戸市北区八多町屏風1305番地の１、従前の住所神戸市北区緑町８丁目１番10―801号
債務者　中上　由美（旧姓中道）
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０３１号
神戸市東灘区向洋町中５丁目１番地521号棟709号室
債務者　尾嶋　洋子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８号
神戸市垂水区王居殿１丁目６番13号ハイツあこや202号、従前の住所神戸市垂水区王居殿１丁目４番２―213号
債務者　小谷　誠
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３７号
千葉県君津市南久保３丁目10番12号　101
債務者　田中　涼
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１４４号
千葉県君津市外箕輪２丁目26番14―401号
債務者　平田　恭一
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１４５号
千葉県君津市外箕輪２丁目26番14―401号
債務者　平田　営美
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第３１号
奈良県五條市須恵１丁目６番20号
債務者　寺西　哲夫
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２８年（フ）第３２号
奈良県五條市須恵１丁目６番20号
債務者　寺西ひとみ（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２８年（フ）第３３号
奈良県五條市五條３丁目４番11号
債務者　西崎都加佐
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２８年（フ）第１５２１号
埼玉県上尾市大字原市344番地７　スム原市寮ルミネⅠ―108
債務者　松崎　和浩
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係